

# 名家連ニュース

令和3年4月5日(月)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.号

## ❖❖ 厚生労働省 障害状態の再認定の一部改正 ❖❖

精神障害者の障害年金は「永久認定」ではなく「1年から5年の有期認定」となっています。更新後、全く状況が変わらないのに「5年から3年になった」、未就労・引籠り状態なのに「2年」だったという苦情相談が少なからずありました。有期認定期間の判定基準は、社会保険労務士や厚生労働省の年金局に尋ねても定かなものはないということでした。認定医個々の主観的判断に任せられている現状は納得がいきません。厚生労働省の年金局に「障害年金のガイドラインには、有期認定のガイドラインも策定することが示されていた、何時策定されるのですか？」とお尋ねしたところ「そのことは承知していますが、まだ具体的にはなっていません」というご返答でした。



障害年金は精神障害者の所得補償の要です。今回の通知に関心を寄せあい、認定医の主観的判断を排除した客観的で公正かつ具体的な判定基準を求めていきましょう。

障害年金及び障害福祉年金受給権者等にかかる障害状態の再認定の一部改正

年管管発1026第2号 令和2年10月26日

厚生労働省年金局事業管理課長

日本年金機構年金給付事業部門担当理事に通知した表題について精神障害関係の記述概要を抜粋してお知らせいたします。、令和2年12月1日より適用することとした通知で、市町村に対しては、地方厚生(支)局を通じて周知することとしている。

記



1及び2の永久固定に関する記述は省略しました。

3 更新期間は、原則として、以下の点を参酌しつつ、障害認定医の医学的判断に基づき決定すること。

(1) 次の①又は②の場合は、5年を目安として更新期間を設定すること。

① 給権者等の症状の変化が想定されにくい場合

② 政令別表に該当する障害の状態が5年程度は継続される蓋然性が高いと判断される場合

(2) 更新期間を5年と設定することが妥当と考えられる症例を示せばおおむね次のとおりであること。 ①～④は省略します

## ⑤ 精神障害関係

### ア 精神障害

(ア) 重症の状態にあり、かつ、その状態が2～3年程度続いている  
統合失調症

(イ) 毎年病相期が発現している双極性感情障害(そううつ病)

(ウ) 前記統合失調症及び双極性感情障害(そううつ病)に準ずる程度の非定型精神病

(エ) 難治性の真性てんかん及び症候性てんかん

(オ) 症状性を含む器質性精神障害で、指導・訓練によって日常生活能力の回復が期待  
できるもの



(3) 新規認定に際しては、まずは、障害の状態が永久固定に該当すると認められるかどうかを判断し、該当すると認められない場合には、(1)及び(2)に即して、更新期間を5年と設定するかどうかを判断すること。

このいずれにも該当しない場合は、3年又は2年を目安となる基準年数とした上で、受給権者等の症状の変化や審査が必要となる頻度を勘案して、更新期間を設定すること。なお、受給権者等の症状や年齢等から、短期間のうちに状態が改善する可能性が高いと判断される場合は、更新期間を1年とすることも視野に入れて検討を行うこと。

(4) 再認定に際しては、複数回の再認定を通じて障害等級の変更がない場合や、前回判定時と障害等級の変更がなく、かつ、前回同様の更新期間が経過した時点では障害等級が変更されない蓋然性が高いものと判断される場合は、従前よりも長い更新期間の設定を検討すること。(中略)

なお、再認定時に障害等級が変更された場合や、障害等級は維持されたものの、状態の改善傾向が把握された場合は、(3)に基づき、更新期間の判断を行うこと。

4 再認定時の審査に際して、障害認定医が、当該受給権者等についてこれまでに設定されてきた更新期間を考慮しつつ当該審査に係る更新期間を判断できるよう、日本年金機構においては、障害認定医による認定審査に当たって、当該受給権者等に係る新規認定以降の毎回の認定における障害等級及び更新期間を参照できるように必要な資料を準備すること。

## ❖ 一部改正をどう見るか … 一緒に考えてみましょう ❖

- ① 3 障害認定医の医学的判断 → 医学的判断は個々の主観で異なる → 判断基準明確化
- ② 3(1)の①又は②の場合は、5年を目安として更新期間を設定すること → 厳守すべき事項
- ③ (ア)の重症の状態 → どのような状態を「重篤」と判断するのか具体的に示すべきです
- ④ (3) 短期間のうちに状態が改善する可能性が高いと判断される場合 → 具体的に示すべき
- ⑤ (4) 4の内容を厳守し、認定医個々の個人的な主観で判定に差が生じないようにすること